

第2弾!

“心”あるまちへ! 活性化キャンペーン



## 地域活性化商品券

## “心”チケット(シンチケ)の

## 利用が9月からスタート!

→問合せ 産業課 ☎274-8561

9月1日(水)から「“心”チケット(シンチケ)」(1万円分)の利用が始まります。今回はシンチケを利用するうえでの注意事項などをお知らせします。詳細はお問い合わせください。

### 利用できるお店の目印はこれでチュウ♪



シンチケの取扱店舗には、  
①のぼり旗や②ステッカーが  
設置・掲示してあります。

※**共通券**は青いのぼり旗とス  
テッカー

※**中小店専用券**は赤いのぼり  
旗とステッカー

また、シンチケ引き換え時に  
7月21日時点で申請のあった  
取扱店一覧のチラシをお渡し  
していますが、それ以降に申請  
があった店舗については、中央  
市商工会のホームページに追  
加して掲載してあります。そち  
らもご覧ください。



中央市商工会ホーム  
ページはこちら

#### ▶ 共通券



#### ▶ 中小店専用券



使うときは、これにチュウい！



**Q** シンチケは購入するものですか？

**A** 令和3年7月1日時点で中央市住民基本台帳に登録のあった人に1万円分のチケット（商品券）を配布するもので、購入するものではありません。

**Q** シンチケの利用期間はいつまでですか？

**A** 令和3年9月1日(水)から令和4年1月31日(月)までです。

**Q** シンチケで購入できないものはありますか？

**A** 購入、利用できないものは次の通りです。

- ・金券、プリペイドカード、ギフトカード、切手など換金性が高いもの
- ・電子マネーへの入金
- ・国、地方公共団体への支払いや公共料金の支払い
- ・現金への両替
- ・そのほか、各取扱店舗が指定するもの

**Q** 余ったシンチケはどうすればいいですか？

**A** 余ってしまっても換金などは一切行いません。期間内にご利用ください。

**Q** シンチケで支払いをした場合、おつりはもらえますか？

**A** おつりはできません。

**Q** シンチケをなくしてしまいました。再発行をしてくれますか？

**A** 再発行は行いません。紛失しないように十分気を付けてください。

9月30日まで  
でチュウ！



## シンチケの引き換えがまだの人は…

引き換えは**9月30日(木)まで**です。必ず期間内に引き換えをしてください。

**場所** 市役所南館多目的スペース

※9月5日(日)のみ豊富支所で引き換えを行います。

**時間** 午前9時～午後4時

※市役所の開庁時間とは異なりますので、ご注意ください。

**持ち物** 引換券、本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、年金手帳、在留カード)

※代理人申請については、世帯主と代理人両方の本人確認書類の写しが必要です。

※通知カードはマイナンバーカードではないので、受け付けできません。ご注意ください。

※詳細は広報ちゅうおう8月号または、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ  
はこちら

## お知らせ

→問合せ 生涯教育課 ☎274-8522

## 玉穂B &amp; G海洋センター(プール)改修工事について

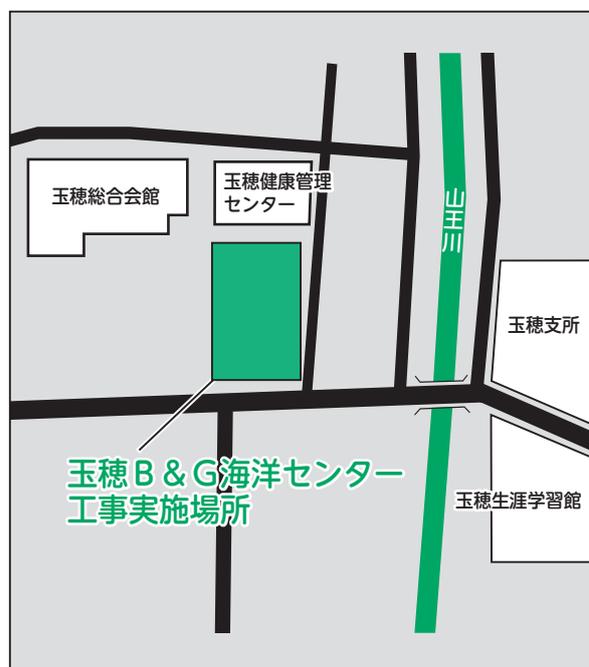
令和4年度からのリニューアルオープンに向けて、玉穂B & G海洋センターのプール部分の改修工事を行います。

隣接する玉穂総合会館や玉穂健康管理センターを利用する人は、工事車両などの往来に十分ご注意ください。また、付近を通行するときは、誘導員や周辺に設置されている工事案内看板に従い、迂回などにご協力ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。  
改修工事期間 令和4年3月15日(火)まで(予定)



## 玉穂B &amp; G海洋センター周辺地図



お知らせ

相談

募集

イベント・教室

がんばれ子育て

健康ライフ

充実ふくし

いきいき倶楽部

## 充実ふくし

→問合せ 長寿推進課 ☎274-8556

## 介護保険料の納め忘れはありませんか？

介護保険料は65歳になると第2号被保険者から第1号被保険者になり、中央市に直接納めていただくこととなります。

納め方は、納付書または口座振替で納める**普通徴収**と年金から天引きされる**特別徴収**がありますが、納め方は基準で定められているため自分で選ぶことはできません。

**普通徴収**になる人の条件は次の通りです。

- ・65歳になってすぐの人
- ・ほかの市町村から中央市に転入したばかりの人
- ・所得段階の区分が変更になった人  
(年度の途中で所得更正などがあった場合)
- ・年金を受給していない人
- ・年金の受給額が18万円未満(年額)の人
- ・4月1日時点では年金を受給していなかった人
- ・年金を担保に借入れをしている人

普通徴収の人には、介護保険料の通知とあわせて納付書を郵送しています。内容を確認のうえ、期限内に納付してください。

※詳細はお問い合わせください。

▶**口座振替を利用すると納め忘れがなく便利です**

長寿推進課または、金融機関で口座振替の手続きができます。詳細はお問い合わせください。

▶**納付できる金融機関など**

山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、ゆうちょ銀行、笛吹農協、山梨みらい農協

※市役所会計課でも納付することができます。また、納期限内のものに限り、コンビニエンスストアなどでも納付することができます。